

天満東小学校 学校いじめ基本方針

稲美町立天満東小学校

令和3年4月

目 次

1. いじめの基本的な認識

- (1) いじめの定義 1
- (2) いじめの構造 1
- (3) いじめの態様 1
- (4) いじめの背景 2

2. いじめの指導体制

- フローチャート 3

3. ネット上のいじめ

- (1) 「ネット上のいじめ」とは 4
- (2) 「ネット上のいじめ」の特徴 4
- (3) 「ネット上のいじめ」への指導と対応 . . . 4

4. いじめ指導のポイント

- (1) 基本的な認識 6
- (2) 早期発見 6
- (3) 情報及び現状認識の共有化 6
- (4) 事実確認 7
- (5) 早期対応 7

5. いじめ問題が起こったら
..... 8

6. いじめを許さない学校・学級づくり
..... 10

いじめのサイン
..... 11

天満東小いじめ対応マニュアル

稲美町立天満東小学校

1. いじめの基本的な認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(平成 25 年 文部科学省)

一般的には、上記のように定義されているが、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為である。学校はいじめられている児童の立場に立ち、全力でその児童を守り、問題の解決を図っていかなければならない。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うことに留意するとともに、いじめは「どの児童にも、どこの学校においても起こり得る問題」であることを十分認識する必要がある。

いじめの本質は、形だけでなく、心の痛みにある

人権侵害

(2) いじめの構造（4層構造）

A 被害者：いじめられている児童

B 加害者：いじめている児童

C 観衆：はやしたてる児童（いじめを助長・強化する存在）

D 傍観者：見て見ぬふりをする児童（いじめを黙認・支持する存在）

※直接いじめを実行しないで、いじめをするように影で第三者に働きかける者もいるので注意する。

(3) いじめの態様

①言語的攻撃・・・「言葉」によるいじめは、多くのいじめの出発点である。この段階での気づきや解決が深刻化を防ぐことにつながる。

(例)

- ・本人の嫌がるあだ名で呼ぶ。
- ・身体や動作について「うざい」「汚い」「ちび」「デブ」などの不快な言葉を用いて悪口を言う。
- ・「かっこつけ」「～と仲がいい」など冷やかしたり、からかったりする。

②身体的攻撃・・・身体に関わる被害があるときは、いじめが進んでいる場合が多く、長期的に被害を受けていることを想定して対応する必要がある。

(例)

- ・わざとぶつかったり、通るときに足をかけたりする。
- ・肩パンチや、プロレスごっこや武術の技などの練習台にする。
- ・たたく、殴る、蹴る、つねる等の暴力を振るう。
- ・靴に画鋲や石を入れる。
- ・衣服を脱がせたり、髪の毛を切ったりする。

③社会的攻撃・・・いじめの多くは集団で行われる。当事者だけでなく、集団やクラス全体の実態に合った適切な対応が必要である。

(例)

- ・仲間はずれにしたり、集団で無視をしたりする。また、仲間はずれにするように第三者に働きかける。
- ・恐喝、たかり、物を売りつける。ゲームソフトなどを「借りる」と称して返さない。
- ・持ち物を盗んだり、隠したり、落書きをしたり、捨てたりする。
- ・使い走りをさせたり、万引きを強要したり、登下校時に荷物を持たせたりする。
- ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせる。
- ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せる。

(4) いじめの背景

<学校における要因>

- ① 教育的愛情のない指導を繰り返す。
- ② 一部の児童が認められたり、評価されたりする。単一の尺度で評価する。
- ③ してよいこと、いけないことの基準が曖昧である。
- ④ 授業が分かりにくかったり、進度が速すぎたりして学習についていけない。
- ⑤ 競争関係が激しい。

<家庭における要因>

- ① 基本的な生活習慣や生活態度が十分身に付いていない。
- ② 家庭が、児童の「安らぎの場」でない。
- ③ 親子間に心の通い合う場面が少ない。
- ④ 親がしつけに不安を抱いている。
- ⑤ 両親が家庭で児童と触れ合う機会が少ない。

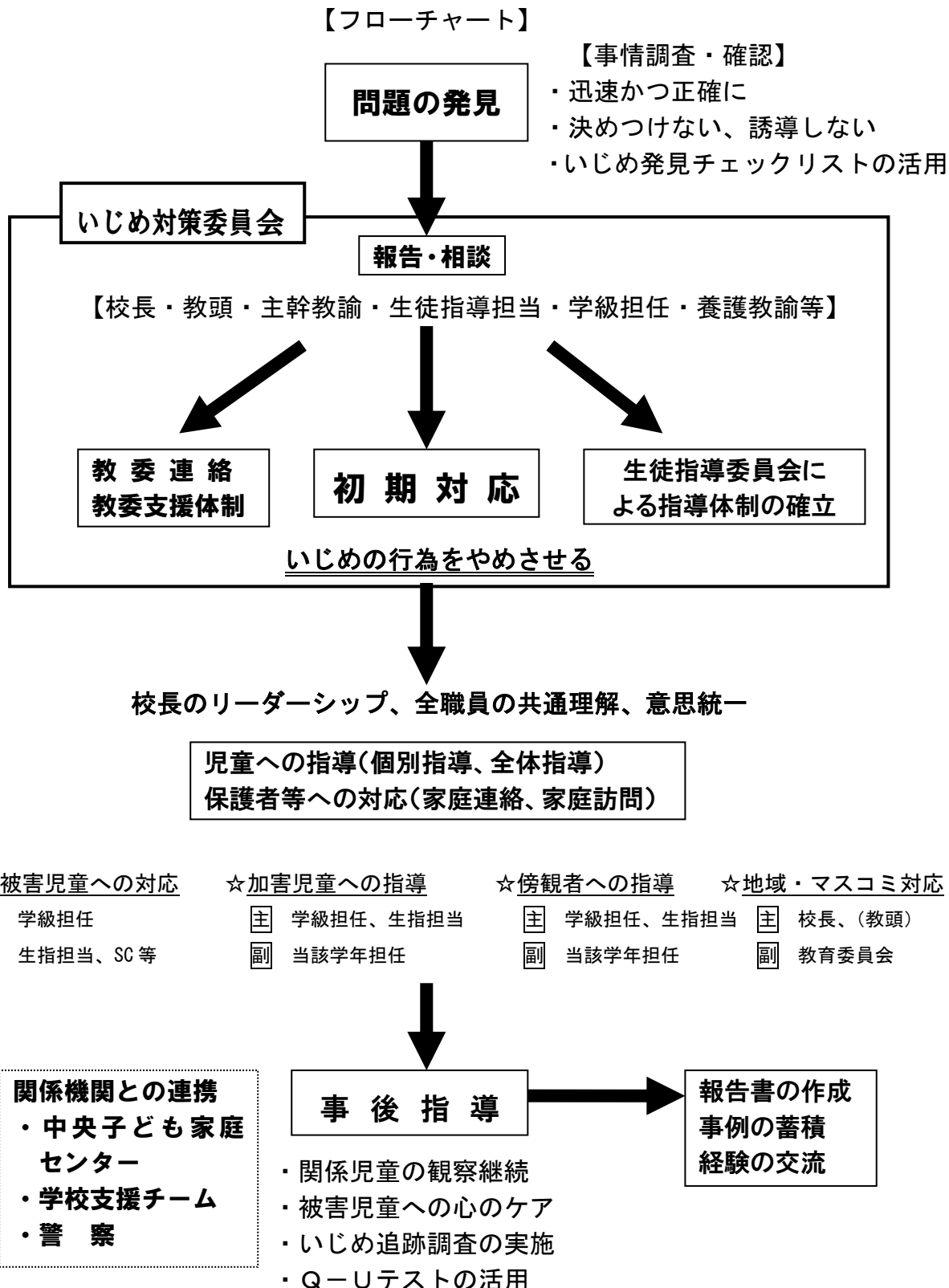
<地域社会における要因>

- ① 地域全体で児童を育てる意識が低下している。
- ② 仲間遊び等の経験不足で人間関係づくりが不器用である。

<社会全体における要因>

- ① 「いじめは絶対許されない」という意識が不十分である。
- ② 異質なものを排除しようとする傾向がある。
- ③ 携帯電話、メール、ブログ、学校裏サイト等大人の目が行き届かない世界が広がっている。
- ④ 社会全体に人間関係が希薄化してきている。
- ⑤ 大人の自己中心的でモラルを欠いた行動が児童に影響を与えている。

2. いじめの指導体制



3. ネット上のいじめ

(1) 「ネット上のいじめ」とは

「ネット上のいじめ」とは、パソコンや携帯電話を通じて、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

(2) 「ネット上のいじめ」の特徴

- ①不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ②インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者に流れたりアクセスされたりする危険性がある。
- ④保護者や教師などの身近な大人が、児童の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童にかかわる掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(3) 児童への指導 —掲示板等での被害を防ぐために—

ポイント

- 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人の特定は可能であること。
- 特に、書き込みが悪質な場合等は、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- 掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ること。(インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあること)

【児童への対応】

①いじめられた児童への対応

- ・学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた児童を守り通す。
- ・毎日の面談の実施や、緊急連絡先を伝えるなど、いじめられた児童の立場に寄り添った支援を行う。
- ・学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で取り組む。

②いじめた児童への対応

- ・いじめられた児童からの情報だけをもとに安易にいじめた児童と決めつけず、いじめが起こった背景や事情についても、綿密に調べるなどの適切な対応を行う。
- ・いじめた児童が軽い気持ちで書き込みを行ったり、悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとで指導を行う。

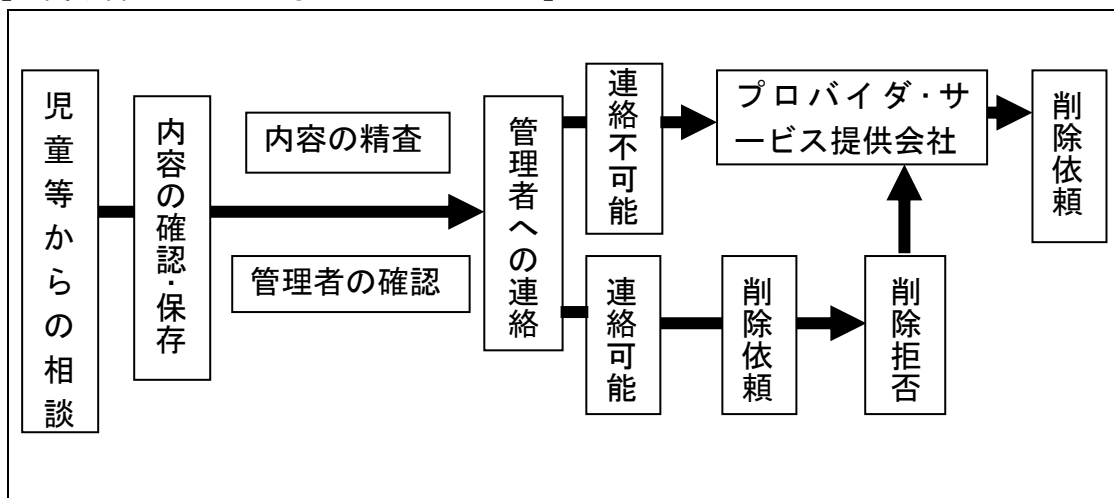
③全校児童への対応

- ・児童が「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないよう、情報モラルについての指導を学校全体として計画的に行う。

【保護者への対応】

- ①いじめた児童が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、再発を防ぐために、家庭での携帯電話やインターネット上の利用の在り方について理解を求める。
- ②携帯電話の必要性・危険性についてしっかり話し合い、必要がない限り持たせないようにし、持たせる場合は、フィルタリングを必ず設定するよう呼びかける。
- ③児童の携帯電話やインターネットの利用の実態を十分に把握し、「ネットいじめ」に関して、子どもが発する危険信号に十分留意するよう家庭に呼びかける。

【悪質な書き込みへの対応フローチャート】



4. いじめ指導のポイント

(1) 基本的な認識

- ①「いじめはどのような場合でも決して許されない」との強い認識をもつ。
- ②アンテナを高くし、児童の発する危険信号を見逃さない。
- ③いじめられている児童の立場で、親身の指導をする。
- ④問題を直視し、事実を隠蔽することなく的確に対応する。
- ⑤家庭・学校・教育委員会・地域社会等、関係者の連携を考える。
- ⑥いじめ問題は家庭との協力がないと解決に向かわない。

(2) 早期発見

ポイント

- 児童の日記や作文等の記述、日常生活の行動、態度や会話などの中から、いじめの兆候がないか等の観察に努める。
- 定期的に学校独自のアンケート調査などを実施するとともに、教育相談日を設ける。
- 教職員間、保護者、地域などから広く情報を収集し、発信に努める。

早期発見の観点として

- ①教職員一人一人が、人間は共に生きているという原点に立ち返り人権感覚を研ぎ澄まします。
- ②児童の実態把握のために、いじめアンケートや個人面談、日常観察、日記、心理テスト等を活用する。
- ③児童の生活実態把握の情報は、一部の教職員が抱え込むことなく、複数の教職員で確認し、情報を全職員で共有化する。
- ④日頃から児童一人一人に深い関心を寄せる。
- ⑤サインを送っている児童の話を親身になって聞き、支える。
- ⑥養護教諭やスクールカウンセラー等と連携する。
- ⑦「ネット上のいじめ問題」について、発見した場合には、迅速かつ適切に対応する。

(3) 情報及び現状認識の共有化

○正確な情報収集と正しい現状認識

早期対応で大切なことは、正確な情報を収集することである。その情報を基に、児童がどのような状況にあるのか、学校全体で共通認識を図る必要がある。

ポイント

- アンケートや調査、子どもからの聴き取りなどにより、正確な情報収集と分析を行う。
- 収集した情報を整理・分析しながら、職員間の情報の共有化を図る。
- 子どもの現状について、教職員間の認識の共有化を図る。

- ①いじめに関する情報は、直ぐに校長・教頭に報告する。
- ②校長は、正確な情報の収集に努めるとともに、情報を整理して全職員に伝え、情報の共有化を図る。
- ③プライバシーの保護や人権に配慮し、適切に対応するよう共通理解を図る。
- ④職員会議等を通して、現状について全職員が共通の認識を持つ。

(4) 事実確認（児童からの聴き取り）

- ①いじめられた子どもの立場に立ち、いじめられた子どもの気持ちを重視する。
- ②いじめかどうかを一人で判断せず、情報を集め、チームで対応する。
- ③互いの話を否定せずに最後まで傾聴し、事実を確認する。
- ④いじめた側と思われる子どもに「いじめをしていないか」と聞かないで、子どもの行為を中立の立場で確認する。
- ⑤感情に走らず冷静に対応し、推測や伝聞で決めつけない。
- ⑥「困っている人がいるので、協力してほしい」というスタンスで対応し、継続した行動観察など、十分な配慮を行う。
- ⑦「いじめをしていないのに叱られた」と不満が残らないようにする。

(5) 早期対応

- ①いじめの訴えには親身に耳を傾け、被害者を守る姿勢をはっきり示す。
- ②事実の究明にあたっては、当事者のみならず、保護者や友人からの情報収集等を通じ正確かつ迅速に行う。
- ③情報整理には、憶測を入れず客観性を重視する。
- ④まずは、いじめの行為そのものをやめさせることに全力を尽くす。

5. いじめ問題が起こったら

(1) 教育的愛情と毅然とした指導

いじめられた子ども、その保護者、いじめた側の子ども、その保護者に個別に職員が協力して指導を行う。

ポイント

- いじめられた子どもとその保護者に対して、「守り抜く」という姿勢を示し、安心感と信頼を与える。
- 誠意をもって適切な情報を提供し、解決への見通しを伝える。
- いじめた側の子どもに対して、教育的愛情と毅然とした姿勢で指導に当たる。
- いじめた側の保護者に対して、誠実に対応して理解と協力を求める。

(2) いじめられた児童に対して

- ①正確な情報の収集を行う。また、情報の整理、分析を行う。
- ②子どもが安心して相談できる場を設定する。
- ③本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。
- ④いじめ解決に向けた決意を伝え、子どもを徹底して守る姿勢を示す。
- ⑤スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。
- ⑤家族や外部機関等との連携を図る

(3) いじめられた児童の保護者に対して

- ①家庭を訪問し、誠意を持って子どもの状況を正確に伝え、家庭の協力をお願いする。
- ②保護者の思いを十分に聞きつつ、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝える。
- ③情報の正確な連絡と指導についての経過報告を行う。

(4) いじめた側の児童に対して

- ①正確な情報の収集を行う。また、情報の整理、分析を行う。
- ②子どもが落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を確保する。
- ③自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
- ④相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導く。
- ⑤自らの長所を再認識させ、それを生かす生活の在り方を確認する。
- ⑥家庭や外部の関係機関との連携を図る。

(5) いじめた側の保護者に対して

- ①家庭を訪問したり、学校で面談したりするなどして、直接いじめの事実について伝える。その際は、複数の教職員で対応する。
- ②いじめについての事実関係を、冷静かつ正確に伝える。
- ③一方的に話すことのないよう、十分配慮する。
- ④保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す。
- ⑤今、対応している事案について、「いじめの事実があり、自分の子どもがいじめた」という保護者の共通理解を図ることが必要。
- ⑥いじめられた子どもとその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう、助言する。

(6) 周囲の児童に対して

- ①周囲の子どもから見た正確な情報の収集を行う。
- ②いじめは決して許されないということを、毅然とした姿勢で指導する。
- ③いじめられた子どもを、集団として支える体制づくりを進める。

(7) 学級活動、児童会活動において

- ①子どもたちに、いじめは人として許されない行為であることを呼びかけ、自分たちのまわりにあるいじめについて考えさせる。
- ②学級活動、児童会活動などの場を通じて、いじめ根絶のために、具体的に子どもたちが何をすればよいのか、話し合う機会を設ける。
- ③話し合いの結果を整理し、行動化のための具体的計画を作る機会を設ける。

6. いじめを許さない学校・学級づくり

(1) 指導体制（いじめの指導体制のフローチャート参照）について

- ①全体指導計画の作成
- ②実践的な校内研修
（いじめに絞った校内研修、児童理解に関する研修、指導援助のスキル研修）
- ③教師の役割分担と連携
（各分掌の役割と責任の明確化、養護教諭・SC等の位置づけ）
- ④実態把握と情報収集
（いじめアンケートの実施、休み時間・登下校中の実態把握）
- ⑤積極的な生徒指導
（お互いの個性を認め合い、尊重しあう態度の育成、いじめ撲滅運動など児童主体の活動の推進）

(2) 教育活動について

- ①児童の意識啓発
（道徳、学級活動での人権に関する指導に加えて、全校集会での啓発活動）
- ②一人一人の児童を大切にしたい学級経営
（自己存在感の感得、自己指導能力の育成）
- ③学級における人間関係づくりのトレーニング
（ディベート、ロールプレイング等）
- ④集団活動や体験活動の推進
（社会性や情操の醸成等）
- ⑤きめ細かな学習指導
（学力遅滞児童へのサポート、わかる喜びのある授業の展開）

(3) 教育相談について

- ①体制づくり
（チームでの対応、担任への支援）
- ②触れ合いを通じた相談活動
（信頼関係の醸成、教師と子どもの好ましい人間関係の構築）
- ③専門的な力量
（予防的教育相談、全教師が指導や相談の担当者）
- ④家庭との連携
（保護者への理解と周知、保護者への援助）
- ⑤関係機関との連携
（教育委員会、中央子ども家庭センター、心療内科、警察）

(4) 家庭・地域との連携について

- ①地域ぐるみの対策
（青少年健全育成推進協議会、民生委員児童委員との連携）
- ②家庭との連携
（家庭訪問、学校・学級通信等による理解と啓発、PTAによるいじめに関する研修、授業参観）
- ③関係機関との連携
（教育相談機関との連携、社会教育団体との連携）

いじめのサイン

- (1) 登下校
 - ・ 集団から離れて登下校している
 - ・ 急いで一人で帰宅している
 - ・ 他の子のかばんなどを持たされて帰っている
- (2) 授業前
 - ・ 体調がすぐれないことが多い
 - ・ 何となくそわそわして落ち着きがない
 - ・ 忘れ物が多くなる
 - ・ 一人だけ遅れて教室に入る
 - ・ 机、教科書、ノートなどが汚されていたり、落書きされていたりする
 - ・ 涙を流した痕がある
 - ・ 周囲が何となくざわついている
 - ・ 席を替えられている
- (3) 授業中
 - ・ ひどいあだ名で呼ばれる
 - ・ 正しい答えを冷やかされるなど、やじられたりして、みんなの笑いものにされる
 - ・ グループ分けで孤立しがちになる
 - ・ おどおどして発表をためらったり、うつむいたりしている
 - ・ たびたび保健室やトイレに行きたがる
 - ・ 頭痛や腹痛を頻繁に訴える
 - ・ 席替えなどで特定の児童の隣や、同じ班になることを嫌がる
 - ・ ふざけた雰囲気の中で班長などに選ばれる
- (4) 休み時間
 - ・ 遊びの中で孤立しがちであり、一人でいることが多い
 - ・ 用もないのに職員室や保健室に出入りすることが多い
 - ・ ドッジボールなどで、集中してボールを当てられる
 - ・ 遊び道具の片付けをさせられている
- (5) 給食時
 - ・ 配膳や後片付けでさけられている
 - ・ 食器の中に異物が入れていることがある
 - ・ 給食を残したり、食欲がなくなったりしている
 - ・ いつも後片付けをしている
 - ・ 当番のとき、嫌がられる仕事をやらされている
- (6) 清掃時間
 - ・ みんなが嫌がる内容の仕事や分担場所が、特定の児童に割り当てられる
 - ・ 一人だけ離れた場所で掃除をしている
 - ・ 特定の児童だけが後片付けをしている
 - ・ 特定の児童の机やイスだけが取り残されている
- (7) 放課後
 - ・ 衣服が不自然に汚れていたり、ぬれていたりする
 - ・ 用もないのに残っている日がある
 - ・ 職員室の周りをうろうろしている
 - ・ 靴などが隠されていることがある
 - ・ 帰りの会に配布したプリント類が、特定の児童だけにわたらない
 - ・ 「一日の反省」で特定の児童だけが追及される
- (8) その他
 - ・ 急に無口になったり、言葉遣いが投げやりになったりする
 - ・ 使い走りのようなことをさせられる
 - ・ 黒板、トイレ、廊下の壁等にあだ名や中傷が書かれている
 - ・ 個人の掲示作品に落書きがされたり、破られたりしている
 - ・ 委員や班長などを辞めたいと申し出る
 - ・ 日記、作文、絵画、ノートの記載などに、気にかかる表現や描写があらわれる
 - ・ 家の金を持ち出したり万引きをさせられたりする
 - ・ 持ち物や体に触れるのを嫌がられる